茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場の変更(寒川町決定)

都市計画ごみ焼却場を廃止する。

理由

本ごみ焼却場は、昭和56年12月19日に都市計画決定を行い、昭和59年4月より稼働をしてきましたが、施設の老朽化、平成11年7月16日に制定された「ダイオキシン類特別措置法」の恒久基準をクリア出来ない等の理由から、平成14年11月30日に稼働を停止しています。

寒川町で排出された可燃ごみは、事務の委託により平成14年12月から茅ケ崎市の施設で 焼却を行っています。また、藤沢市、茅ケ崎市及び寒川町の2市1町で、平成20年3月に策 定した「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」においては、茅ケ崎市の施設での焼却 が位置付けられており、中長期的に安定した処理が見込まれます。

また、本ごみ焼却場の跡地は、ごみ処理場用地として利用する計画です。 これらのことから、本ごみ焼却場を変更(廃止)するものです。

都市計画を定める土地の区域

- (1)追加する部分 なし
- (2)削除する部分 高座郡寒川町宮山地内
- (3)変更する部分 なし

新旧対照表

新旧		名 称	· 位 置	面積	備考		
	番号	ごみ焼却場名	江	四 恨	MH 写		
新							
IΒ	2	寒川町クリーンセンター	高座郡寒川町宮山地内	約 1.5ha	処理能力 60t/日 (30t/日×2)		

都市計画案件チェックリスト

件	名	茅ヶ崎都市計画ごみ焼却場 第2号寒川町クリーンセンターの変更											
市町	村名	寒	Ш	囲丁		決	定	権	者	寒		Ш	町
関係機関名				連絡調整等年月日				連絡調整の内容及び報告					
神奈川県	神 奈 湘南地区県政総合 川 センター環境調整課 県			平成 2 2 2	≢ 1	月	1 5 [3	都市計意を得る。		כס	いいて	協議し合

経 緯 書

昭和56年12月19日 都市計画決定(寒川町告示第51号)

昭和59年 4月 1日 施設稼働開始

平成10年 3月 「神奈川県ごみ処理広域化計画」策定

平成11年 7月16日 「ダイオキシン類特別措置法」制定

平成14年11月30日 施設稼働停止

平成22年 2月25日 都市計画説明会開催